

サービスの種類(細区分) 一般専用サービス

伝送方式の種類

品目 販売品目合計

都道府県 都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県
北海道	6,411																								
青森県		1,709																							
岩手県			2,345																						
宮城県				2,751																					
秋田県					1,385																				
山形県						1,446																			
福島県							2,493																		
茨城県								2,216																	
栃木県									1,746																
群馬県										2,010															
埼玉県											5,737														
千葉県												4,634													
東京都													20,998												
神奈川県														7,678											
新潟県															2,888										
富山県																									
石川県																									
福井県																									
山梨県																			1,553						
長野県																				2,457					
岐阜県																									
静岡県																									
愛知県																									
三重県																									
滋賀県																									
京都府																									
大阪府																									
兵庫県																									
奈良県																									
和歌山県																									
鳥取県																									
島根県																									
岡山県																									
広島県																									
山口県																									
徳島県																									
香川県																									
愛媛県																									
高知県																									
福岡県																									
佐賀県																									
長崎県																									
熊本県																									
大分県																									
宮崎県																									
鹿児島県																									
沖縄県																									
合計	6,411	1,709	2,345	2,751	1,385	1,446	2,493	2,216	1,746	2,010	5,737	4,634	20,998	7,678	2,888				1,553	2,457					

- 注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
4 品目ごとに別業とすること。
5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

令和8年3月31日現在

事業者名 NTT東日本株式会社

[illegible]